

平成26年6月30日

◎明神委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(14時0分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめにつきましては、7月2日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《総務部》

◎明神委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後行う行政管理課の議案は教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より田村教育長が、警察本部より小林本部長が同席しております。

◎小谷総務部長 私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして、御説明をいたします。お手元の資料のうち、総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料でございますけれども、表紙をめくっていただきますと、平成26年度6月補正予算編成の概要という資料がございます。

今回の補正予算としましては、当初提案分と本日追加提案をさせていただきました、中央地域公共交通新会社への出資金の2本の補正予算がございますが、資料1ページ目が、開会日提案分の補正予算編成の概要、2ページ目が追加提案分を含めました概要となっております。

まず1ページの当初提案分についての御説明をさせていただきます。

資料の一番下の総計(1)プラス(2)の中ほど、補正額(B)の欄をごらんいただきたいと思います。総額で4億3,800万円余りの増額補正となっております。今回の補正予算では、南海トラフ地震対策関連につきましては、第2期行動計画を踏まえ、これまで進めてきた命を守る対策に引き続き全力で取り組みますとともに、助かった命をつなぐための応急期の対策の充実強化を図るための予算や、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大に関しまして、企業における女性の登用を促進する取り組みに要します予算などを計

上させていただきます。

上の段の歳入の表をごらんいただきますと、まず、(2)の特定財源が3億7,000万円余り、うち国庫支出金が500万円となっておりますが、こちらは、平成25年度の国の補正予算で創設されました地域女性活躍加速化交付金を受け入れるものでございます。

また、県債につきましては、昨年来、建築物の資材、労務単価が上昇していることに伴います、県関係施設の整備事業の工事費の増額分に充当するものでございます。

なお、その他の欄にございます2億9,800万円余りにつきましては、主に保育所等の高台移転の支援の拡充のために、高知県職員等こころざし特例基金を取り崩して活用するものでございます。

また、一般財源でございますけれども、補正額から特定財源を除きます6,000万円余りにつきまして、財政調整基金の取り崩しで対応することとしたものでございます。

2ページ目の追加提案分を含めます補正予算の概要をごらんいただければと思います。先ほどの当初提案分に出資金5億円を加えました結果、補正額の総計は9億3,894万7,000円となり、追加分の財源につきましては一般財源ということで、財政調整基金の取り崩しにより対応することとしております。

続きまして、総務部から提出しております議案について、総括して説明をさせていただきます。

まず、第1号議案の平成26年度高知県一般会計補正予算でございますけれども、お手元の資料②、議案説明書(補正予算)の3ページをお開きいただければと思います。

総務部の補正予算総括表でございます。今回補正をお願いします歳出補正予算は、職員厚生課の3,771万9,000円の増額補正でございます。これは、神田職員住宅の改修工事請負費になります。なお、詳細につきましては、後ほど職員厚生課長から説明を申し上げます。

次に、歳入補正予算のうち、財政課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。先ほどの資料6ページをお開きいただければと思います。財政課におきまして、繰入金6,048万4,000円の増額補正でございます。先ほど説明させていただきましたけれども、補正予算全体の一般財源として財政調整基金から繰り入れたものでございます。

次に、追加提出しました、20号議案の平成26年度高知県一般会計補正予算でございますが、お手元⑥、高知県議会定例会追加議案説明書(補正予算)の3ページをお願いできればと思います。こちらにつきましても、冒頭御説明させていただきました新会社への出資の財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

なお、歳入補正予算につきましては、私からの説明をもちまして、財政課長の説明を省略させていただければと思います。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。お手元③、高知県議会定例会議案(条例その他)の目録をごらんいただければと思います。

総務部からは3号、5号、6号及び7号の4件の条例議案と、報第1号及び報第2号の2件の報告議案を提出させていただいております。このうち、報第1号議案の平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告につきまして説明をさせていただきます。

③の34ページをごらんいただければと思います。歳出としまして、1億1,100万3,000円を増額補正したものでございます。これは教職員の3月31日付の退職者数が見込みを上回ったことから退職手当に不足が生じ、急を要しましたため、専決処分を行わせていただいたものでございます。

33ページをごらんいただければと思います。歳入につきまして、3の地方譲与税、5の地方交付税などにつきまして、それぞれの額の確定に伴う補正をしたもので、例年、年度末に額の確定に伴い専決処分を行っておるものでございます。主な内容としましては、地方譲与税と地方交付税、合わせまして10億円余りの増となりましたことから、減債基金9億7,000万円余りの取り崩しを取りやめたものでございます。

この議案につきましても、私からの説明をもちまして、財政課長による説明は省略させていただければと思います。

これ以外の議案の詳細につきましては、後ほど各担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。お手元の、総務部という青いインデックスが張っております、表紙が総務委員会資料（報告事項）という資料になります。

今回御報告いたしますのは、政策企画課から東西軸エリア活性化プランのフォローアップに関する状況についてでございます。詳細につきましては、後ほど担当の企画監から説明をさせていただきます。

最後に、主な審議会等の状況としまして、総務部に関します、本年4月から6月までの開催状況について御説明させていただきます。報告事項の資料の審議会等という赤色のインデックスが張っております資料をごらんいただけますでしょうか。表題が、平成26年度主な審議会等の状況（総務部4月～6月）となっております。

まず一番上の、はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プランフォローアップ委員会につきましては、後ほど担当の企画監から御説明をさせていただきます。

次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては、5月26日に開催いたしました公益財団法人高知新聞厚生文化事業団など3法人の変更申請についての答申が決定されております。

最後に、高知県職員倫理審査会でございます。こちらは職員倫理規則に基づき、管理職員が事業者等から受けた1件5,000円を超える贈与等につきまして、職員倫理審査会の意見を聞くものでございます。今回、平成25年度分につきまして、6月10日に審査会を実施いたしました。委員からは特に問題とする意見はございませんでした。関係資料といたし

まして、贈与等の件数等を次ページ以降に添付しておりますので、参照いただければと思います。

私からは以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎明神委員長 まず、行政管理課の説明を求めます。

◎岡村行政管理課長 私からはまず、第3号議案、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案について、御説明を申し上げます。資料④、議案説明書（条例その他）の19ページをごらん願いたいと存じます。こちらは、高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案の議案要綱でございます。こちらで説明をさせていただきたいと存じます。

この条例は、1、条例制定の目的でございますとおり、地方公務員法が一部改正されたことを考慮いたしまして、国家公務員と同様に、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする配偶者同行休業制度を設けることとし、当該休業に関し必要な事項を定めようとするものでございます。補足をさせていただきますと、国家公務員につきましても、配偶者の外国への転勤等に伴い配偶者に同行するために退職をせざるを得ない事例が生じているとしまして、そうした職員が退職することなく、配偶者に同行することを可能とするよう、職員としての身分も保有しつつ、職務に従事しないことを認める、無給、すなわち給与が支払われない形での休業制度が本年2月21日から施行されております。

他方、地方公務員につきましても、国と地方の均衡を図る観点から、地方公務員法の一部改正が行われまして、条例の定めるところにより、国家公務員と同様に、無給の配偶者同行休業制度を設けることができることとされたことを受けまして、その趣旨等を踏まえ、国家公務員に係る規定に準拠して、必要な条例を整備しようとするものでございます。

以下、2番の主要な内容に沿いまして、御説明を申し上げます。

(1)は、配偶者同行休業の期間についてでございます。任命権者は、職員の申請により、3年以内に限り、配偶者同行休業を承認することができることとしております。なお、この承認につきましても、任命権者が公務の運営に支障がないか否かを判断するとともに、当該申請をした職員の勤務成績、その他の事情を考慮した上で決定することとしております。

(2)は、配偶者同行休業の対象となる事由についてでございます。配偶者同行休業の対象となります配偶者が外国に滞在する事由は、外国での勤務、それから、外国において、個人が業として行う活動、これは例えば、弁護士や医師等の業務などがございます。それから、外国に所在する外国の大学における修学等とすることとしております。

(3)は、配偶者同行休業の期間の延長についてでございます。配偶者同行休業をして

いる職員は、任命権者の承認を得て、延長前の期間と合わせて3年を超えない範囲内において、配偶者同行休業の期間を延長することができることとしております。なお、この延長は、原則として1回に限るものとなっております。

(4)は、配偶者同行休業の承認の取り消しについてでございます。任命権者が配偶者同行休業の承認を取り消す事由は、配偶者同行休業をしている職員が配偶者と生活を共にしなくなったこと。これは地方公務員法で既に規定をされている事由でございますが、これ以外の事由といたしまして、配偶者が外国に滞在しないこととなったことなどとしております。

(5)は、配偶者同行休業をしている職員の届け出義務についてでございます。配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合等には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならないこととしております。これは、配偶者同行休業の承認の効力が失われる事由や、承認を取り消す事由に該当する場合に、その届け出を義務づけるものでございます。

(6)は、配偶者同行休業に伴う採用についてでございます。任命権者は、配偶者同行休業の申請に係る期間につきまして当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、任期付採用又は臨時的任用のいずれかを行うことができることとしております。

(7)は、職務復帰後における給料の調整についてでございます。配偶者同行休業をした職員につきましては、職務復帰後におきまして国家公務員と同様に給料の号給を調整することができることとしております。

(8)は、配偶者同行休業をした期間の退職手当の算定上の取り扱いについてでございます。配偶者同行休業をした期間につきましては、退職手当の算定における在職期間から除算することとしております。

最後に(9)にありますとおり、この条例に定めますもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項につきましては、人事委員会規則又は企業管理規定で定めることとしております。

このほか、この条例の制定に伴います関係条例の一部改正につきまして、附則で定めることとしております。

3番の施行期日につきましては、公布の日としております。

高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案につきましては、以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 一つは、申請に対して承認する場合ですね。理由が述べられましたが、それらを考慮した上で承認されない場合はどういう場合があるのかということと、もう一つ、休業の承認が取り消される場合、特別休暇を取得するようになった場合は、特

別休暇のほうが優先する形になって、有給休暇をとってもらおうという理解でよろしいですか。

◎岡村行政管理課長 まず、1点目でございますけれども、今回のこの制度の導入に当たりましては、公務への貢献が期待できる人材の確保といった観点で導入をされておりますものですから、配偶者同行休業の請求があった場合には、できる限り承認していくということが基本的なスタンスかと思えます。どういった場合に承認されないかという具体的な事例は、国においても今のところ示されておられませんので、ケースバイケースの判断になるかと思えますけれども、まずは公務運営上の支障があるかないかを判断していくことになろうかと思えます。

それから2点目ですけれども、取り消しの事由の関係と休暇の関係であったかと思えますけれども、まず配偶者同行休業をしている職員が、産前産後の特別休暇を取得するようになった場合には、そちらを優先するというので、その休暇を認めるために配偶者同行休業の承認を取り消すという意味でございます。

◎坂本（茂）委員 できる限り承認するということですが、人材確保の視点があるとしたときに、例えば、この人は、代替がきくから別に休業をして行ってもらわなくてもいい、行くんだったらやめてくれという判断をするということですか。

◎岡村行政管理課長 基本的には先ほど申し上げましたけれども、公務運営上の支障ということが一つございますけれども、その方がやめなくてもいいようにしていこうという発想がございますので、基本的には、例えば、配偶者同行休業から復帰をされた後に、一定の勤務期間が見込まれる方で、かつ継続して勤務をしていただく意思のある方。それから、あとは、例えば、条件つき採用期間中などのように、まだ勤務成績がはっきりしない方については、国においても除外をされているようですので、そういったあたりを総合的に勘案して判断していくことになろうかと思えます。ただ、できる限り承認していくという考え方は示されているところでございます。

◎塚地委員 関連して。暮らし方が、選択の自由が広がるということだと思うので、基本的にはいいことだろうと思うんですけれども、公務の運営に支障がないという判断は、後任、任期付採用の方とか臨時職員が一定確保できるという見通し、もしくは、その方が当面3年間いなくても支障がないという判断かと思うんですけれども、後任の部分についての責任ですよね。当然、執行部側がその責任を持って、後をきちんと構えるということと、財政的な裏づけはどうなりますか。

◎岡村行政管理課長 前段は委員のおっしゃるとおりかと思えます。まずは、任命権者サイドでその方の業務を課内で業務分担の見直しができないか、平準化ができないか。そして、先ほど申し上げましたけれども、任期付採用ですとか、臨時的任用といった形で後補充ができないかといったことを責任を持って措置を考えていくということかと思えます。

予算的にも、例えば、育児休業を取得される職員の代替の臨時的任用職員の予算などは別途確保しているということもありますし、そこは予算上の工夫をするなどして対応していくことになろうかと思えます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長及び警察本部長は退席をいたします。

(教育長、警察本部長退席)

◎明神委員長 引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎岡村行政管理課長 引き続きまして、残り条例議案2件につきまして、御説明を申し上げます。

先ほどの資料の1ページをお願いいたします。上から3番目の第5号議案の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案の議案説明をごらん願いたいと存じます。この条例は、高知県道路公社が平成26年3月31日をもって解散したことに伴いまして、職員を派遣することができる団体のうち特別の法律により設立された法人につきまして必要な改正をしようとするものでございます。なお、この特別の法律により設立されたという文言に関しましては、高知県道路公社につきましては、地方道路公社法による設立でございます。なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日としております。続きまして、同じ資料の32ページをごらん願いたいと存じます。こちらは、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の新旧対照表でございます。第2条第1項、任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる」と規定しております。今回の改正は、右側、旧の同項第3号に掲げている法人、片仮名イの高知県道路公社が先ほど申し上げましたとおり、平成26年3月31日をもって解散をしたことに伴いまして、これを削るものでございます。なお、高知県道路公社への職員の派遣の実績につきましては、直近では平成15年度が最後でございます。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案については、以上でございます。

次に、資料2ページの一番上でございます。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案の議案説明でございます。この条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、関係条例について引用規定の整理等をしようとするものでございます。引用規定の整理等を行います関係条例のうち、行政管理課が所管をする条例について御説明を申し上げます。33ページをごらん願いたいと存じます。33ページの新旧対照表は、今回の改正に絡んで当課が所管をいたします、地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条

例の新旧対照表でございます。なお、この条例は、地方自治法第203条の2に規定する者、すなわち、非常勤の職員の報酬等について定めている条例でございます。右側、旧の別表第3で報酬等の額を定めております職のうちで、母子自立支援員がこのたびの法律の改正によりまして、平成26年10月1日から母子・父子自立支援員と改められることに伴いまして、同日付で字句の改正をしようとするものでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎明神委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎森下職員厚生課長 右肩②の議案説明書の5ページをお願いいたします。右端の説明欄をごらんいただきたいと存じます。8の職員福利厚生費のうち、福利厚生施設整備費でございますが、高知市神田にあります職員住宅の改修工事を行うための経費につきまして、3,771万9,000円の増額を行おうとするものでございます。この改修工事は、若い職員の増加に伴いまして、高知市内では新規採用や人事異動の際に単身用住宅に入居できない者が少なくないといった状況が続いておりますので、老朽化し、居室面積も狭いため入居率が低くなっています神田職員住宅2棟のうち1棟、24戸を世帯用から単身用に改修する計画でございます。当初予算に工事請負費約1億8,300万円を計上しておりましたが、当初予算の積算を行った時期から労務費及び資材費が大幅に上昇しましたことなどによりまして、総額で約2億2,000万円を要することとなったため、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田委員 例えば、夫婦で県庁にお勤めされていて、どちらかの配偶者が海外へ転勤になるとか、あるいは東京事務所に転勤になって、世帯住宅へ入っていた方が単身になるんですよね。その場合は、高知へ残る人は、単身の住宅へ移動しないといけないですか。世帯住宅で暮らせないですか。

◎森下職員厚生課長 基本的な考え方としましては、世帯用住宅は世帯用ということでございますが、そういったケースにつきましては、ケースによって対応というのを考えていくことになろうかと思っております。今まではそういったケースがございませんでしたので、考え方の整理はまだできておりません。

◎浜田委員 子供さんが高知へ残って一緒にいればいいでしょうけれども。東京事務所へかわって、向こうで住宅手当が出る方だったら、世帯住宅から単身住宅へかわっていただ

くと。

◎森下職員厚生課長 基本的にはお一人の場合は、世帯用住宅ではなくて単身にお住まいをいただくということになります。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈税務課〉

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎菊地税務課長 税務課の条例その他議案について、御説明を申し上げます。議案につきましては、平成26年6月高知県議会定例会議案（条例その他）、右肩に③と書いてある資料の目録に記載してあります高知県税条例の一部を改正する条例議案と、同じく報第2号に記載されております高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告でございます。

別とじの議案補足説明資料により御説明を申し上げます。資料の総務部という青い見出しがついております中の税務課という赤いインデックスをお開きいただければと思います。

まず、提出議案についての説明でございます。地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されまして、地方税法の一部が改正されましたことに伴い、高知県税条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正項目につきまして、御説明申し上げます。

主な改正項目の（1）法人県民税法人税割の税率引き下げでございますが、消費税の引き上げにより拡大する地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として改正を行うものでございます。具体的には、現行の法人県民税法人税割の税率を1.8%分引き下げ、その引き下げ分について地方交付税の原資とするものでございます。その結果、下の表にありますように、資本金の額または出資金の額が1億円を超えるなどの3区分に該当する法人につきましては、現行5.8%の税率を4%に、それ以外の法人につきましては、現行5%の税率を3.2%とするものでございます。施行期日は、平成26年10月1日でございます。

次のページをお開きいただければと思います。（2）法人事業税の税率引き上げでございます。上の図をごらんいただければと思いますが、地方法人特別税の規模を縮小しまして、法人事業税の税率の引き上げを行うことによりまして、法人事業税に復元するものでございます。具体的な税率につきましては、真ん中の仮名アでございますが、例えば、電気供給業、ガス供給業、保険業以外の法人のうち、（ア）資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人に対する法人事業税の所得割の税率につきましては、年所得に応じまして、400万円以下の金額が1.5%から2.2%に、400万円を超え800万円以下の金額は2.2%から3.2%に、800万円を超える金額については2.9%から4.3%に改正するものでございます。施行期日は、次のページをごらんいただきまして、平成26年10月1日でございます。

(3) の法人県民税の申告納付でございます。法人税法におきまして、従来、準用により規定されておりました外国法人につきまして、改正により独立して規定されたことに伴いまして、県税条例においても規定を追加したもので制度に変更はございません。施行期日は、平成28年4月1日でございます。

(4) 租税条約に基づく申し立てが行われた場合における法人の県民税及び事業税の徴収猶予でございます。国内法人が国外の関連法人と取引する際に、その取引価格が一般の価格と異なることによりまして、国内法人の所得が過少となる場合について、一般に価格で取引した所得があるとみなして課税がなされることとなっております。このみなし課税をされた法人が、我が国の国税庁と相手国の税務当局に相互協議を申し立てた場合、その協議の間については税の徴収が猶予されることとなっております。この徴収猶予制度を、法人の国内にある本店と国外事業所との間の内部取引などにも新たに適用しようとするものでございます。施行期日は、平成28年4月1日となっております。

以上が、提出議案の御説明でございます。

続きまして、高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御報告を申し上げます。4ページをお開きいただければと思います。

2月議会閉会後の3月20日に成立いたしました、「地方税法等の一部を改正する法律」のうち、4月1日に施行された内容に伴い必要となる県税条例の改正につきまして、3月31日に専決処分を行い、4月1日に施行したものでございます。

主な改正内容について御説明を申し上げます。

まず、不動産取得税の関係でございますが、仮名ア、耐震基準不適合既存住宅の取得に対する減額等の特例措置の新設でございます。従前、取得した住宅が新耐震基準に適合する場合、課税標準の算定において、評価額から一定額を減額する等の特例措置が設けられていたところですが、今般の改正により、取得時には新耐震基準に適合していない中古住宅についても、入居前に耐震改修を行った場合には同様の特例措置を受けられるようにしようとするものでございます。

次に、仮名イ、農地中間管理機構が取得した農地等に対する特例措置の新設についてでございます。この4月に廃止されました農地保有合理化法人に対する特例と同様、農地中間管理機構につきましても、農地等を取得し、その後5年以内に売却や交換等を行った場合には、不動産取得税の納税義務を免除し、その期間、徴収猶予する特例を設けようとするものでございます。

次のページに行ってくださいまして、仮名ウでございますが、現行の特例措置のうち、この3月で期限が切れるものにつきまして延長を行ったものでございます。まず、(ア) 宅地建物取引業者等の新築家屋の取得の日に係る特例措置の延長でございます。宅地建物取引業者等については、家屋が新築された日から一定期間譲渡等が行われない場合に、その

家屋の取得が行われたとみなして不動産取得税が課税されることとなっておりますが、その期間を本則の6カ月から1年に延長する特例が設けられていたところです。この特例の期間を平成28年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、(イ)住宅用土地の取得に関する減額等に係る住宅新築までの期間の特例措置の延長でございます。土地を取得した日から一定期間以内にその土地の上に床面積50平米以上240平米以下の住宅を新築した場合、その土地に対して課される不動産取得税につき減額等を行うこととなっております。その一定期間について、本則2年のところを3年とする特例の期間を平成28年3月31日まで2年間延長するものでございます。

(ウ)認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長でございます。先ほどの床面積の住宅であり、かつ劣化対策や耐震性等にすぐれた認定長期優良住宅を建築した場合、不動産取得税の課税標準の算定に当たりましては、評価額から1戸につき本則1,200万円のところ、1,300万円を控除する特例が設けられておりまして、この特例の期間を平成28年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、自動車取得税でございます。(2)の仮名アの消費税率引き上げに伴う対応でございます。

まず、(ア)の自動車取得税の税率引き下げでございます。自動車取得税は軽自動車を除く自家用自動車には5%、営業用自動車と軽自動車につきましては3%の税率で課されておりました。この税率を平成26年4月1日以後に取得される自動車につきまして、軽自動車を除く自家用自動車については3%に、営業用自動車と軽自動車につきましては2%に税率の引き下げを行うものでございます。

次のページ、(イ)エコカー減税の拡充でございます。排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい新車の自動車につきましては、自動車取得税の特例措置、エコカー減税が行われております。この3月までは軽減の割合が燃費基準に応じ50%と75%となっておりますが、この軽減の割合を50%であったものについては60%に、75%であったものについては80%にそれぞれ引き上げを行いまして、エコカー減税を拡充するものでございます。

次に、仮名イの期限延長でございます。地方税法においては、いわゆる過疎バスの運行の用に供する車両につきまして、自動車取得税を非課税とすることとされておりました。その適用期限が平成28年3月31日まで2年間延長されました。県税条例におきましても地方税法の改正に合わせまして、適用期限を2年間延長するものでございます。

次に、(3)自動車税についてでございます。こちら消費税率引き上げへの対応として、車体課税見直しに伴う改正でございます。まず、仮名アのグリーン化特例(軽課)の見直しでございますが、平成26年3月31日までに取得された環境負荷の小さい新車の自動車につきまして、燃費基準に応じて翌年度分の自動車税を軽減する特例が設けられており、

この特例について、基準の切りかえ、重点化を図り、軽減割合を拡大しようとする改正で
ございます。具体的には、6 ページの下の表にありますとおり、対象者の区分を細分化す
るとともに、改正前は最高軽減率が50%であったものを75%まで引き上げるなど、基準の
切りかえ及び重点化を行うものでございます。

次のページ、仮名イのグリーン化特例（重課）の見直しでございます。環境負荷の大き
い新車登録から11年を超えているディーゼル車と13年を超えているガソリン車等につつま
しては、改正前の表にあるとおり、翌年度分の税率をおおむね10%重課する制度が設けら
れていますが、改正後はバス・トラック以外の自動車の平成27年度、28年度の自動車税に
ついては15%重課するとともに、バス・トラックにつつましては、平均使用年数が乗用車
に比べて長いことなどから10%に据え置くものでございます。

最後に、(4) 鉱区税でございます。鉱業法におきまして、鉱区の設定において開発を
最も適切に行える者に鉱業権の設定を行う特定区域を指定する制度が創設をされました。
この特定区域において、試掘権者が採掘権の申請を行った場合、その申請に対し、許可ま
たは却下の通知があるまでの間、試掘権が存続するものとみなされることとされています。
従前は、そのみなし存続期間中については鉱区税の納税義務はありませんでしたが、実態
としましては、この期間につつましても試掘権が存続することから、鉱区税の納税義務を
課すこととする改正でございます。

以上が、この3月31日に専決処分をしました条例改正の御説明でございます。

以上で、税務課からの説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 それぞれ改正された税の区分ごとの対象事業者が県内でどれぐらいあ
るのかということはおわかりですか。

◎菊地税務課長 全体の法人数はわかるみたいですが、区分ごとというのが、すぐ
今出せるものではないみたいですので、調べて御連絡するようにいたします。

◎浜田委員 将来的に、土佐湾でメタンハイドレートが開発されるようになった場合の鉱
区税は高知県がその業者に対して設定できるんですか。

◎菊地税務課長 国でも、今、メタンハイドレートの鉱業権については議論しているところ
のようでして、はっきりした御回答ができないところですが、必要に応じて資料等をお
返しさせていただきます。

◎塚地委員 先ほどの法人税の関係で、地方への配分を幾らか大きくしたいというので、
国税にして地方交付税化する。そこで試算は難しいかもしれないですが、今回の税法の改定で、
一つはそれぞれの法人が負担するものは、実際は変わらないのかどうかという
ことと、国税から交付税化されて、高知県にバックされるものが、差し引きどんな見通
しになっていくか、そこらあたりはどういう見通しか。

◎菊地税務課長 個々の法人については、全体としては、資料にもありますとおり、例えば、1ページで言えば、1.8%が交付税に回って、2ページで法人事業税の話をしめると、全体の大きさは変わっていませんので、多少のこぼこはあるけれども、そんなに損得はないだろうと考えています。

それと、全体の影響額ということですが、あらかた試算したところですが、本県の場合、交付税依存度が相対的に高いということもありますので、交付税原資がふえたほうが一般財源として入ってくる数字は多くなるのではないかと試算をしておるところでございます。

◎塚地委員 試算は数字で出ているものですか。

◎菊地税務課長 県で言いますと、大体、今回の改正で法人住民税の法人税割が減って、地方法人特別譲与税が減って、一方で交付税になって、事業税が復元されて、その差し引きで言いますと、大体31.9億円の増となるだろうと試算をしています。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

「東西軸エリア活性化プランのフォローアップについて」、政策企画課の説明を求めます。

◎松本政策企画課企画監 私から、東西軸エリア活性化プランのフォローアップにつきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の資料の報告事項の政策企画課の赤いインデックスがついたページをごらんください。まず、1の東西軸エリア活性化プランの概要についてでございます。はりまや橋周辺から高知城までの東西軸エリア活性化プランにつきましては、県の経済や交流の拠点であります県都の中心部の活性化を図るため、平成22年度末に県と高知市が共同で策定したものでございます。(2)の基本的な考え方に書いてありますように、このプランは東西軸エリアの目指すべき姿としまして、多くの人が集まり、誰もがゆっくりと、楽しみながら気ままに「まちぶら」できるエリアを目指すことを打ち出しております。4つの基本方針のもとで、46の事業を、県、高知市、民間事業者がそれぞれ役割分担を決めて取り組みを進めてきております。計画期間は、平成23年度から平成27年度末までの5年間でございます。23年度にフォローアップ委員会を設置し、それぞれの取り組みについて、毎年度、進捗状況を確認することとしております。今年度は6月4日に第4回のフォローアップ委員会を開催いたしましたので、御報告をさせていただきます。

2の(2)プランの取り組み状況について、御説明をいたします。①の目標としている

指標の状況の主要な目標の平成25年度実績の欄をごらんください。観光客入り込み数は30万人、商店街等の歩行者通行量は5.7万人、空き店舗率12.99%となっております。平成25年度の実績では平成27年度の目標数値を達成しております。個別のサブ目標につきましては、一番下にあります。eのはりまや橋観光バスターミナル県外バス利用台数は平成27年度の目標を達成しておりますが、それ以外のサブ目標については増加はしておりますが、まだ平成27年度の目標には達していません。

次のページをごらんください。②の平成25年度における主な取り組みについてでございます。こちらにはプランに掲げております事業のうち、主なものにつきまして記載をしております。事業の内容は多岐にわたっておりますが、全体として、おおむね順調に進んでいるものと考えております。上から3つ目、ウの物産販売と中心街支援の拠点「てんこす」の充実をごらんいただきますと、クルーズ客船の高知新港入港に際して、中心商店街への誘客を図る取り組みが実施されておりますし、また、エにありますように、商店街では多くのイベントが実施をされております。カのおまちの情報発信にありますように、商店街全体を紹介するマップの発行ですとか、またアーケード内で無料でインターネットに接続できますW i - F i の提供なども行われております。クのよさこい祭りの歴史・文化に関する情報発信スポットの整備では、「よさこい情報交流館」が平成25年4月27日にオープンしまして、平成25年度の入場者数は6万6,418人となっております。東西軸エリアの東の誘客施設としまして、観光客等の回遊性を高めていかなければならないと考えております。

③の第4回フォローアップ委員会における主な意見としましては、県・市・商店街等の協力体制でここまでの取り組みができていたという御意見や、ハードの整備については進展しているが、東西軸のエリアの西側に集中しているため、人が移動する仕組みがないといけない。はりまや橋周辺のさらなるブラッシュアップを検討すべきではないかといった御意見。また、商店街のワンストップサービスという観点から、消費者に十分なサービスを提供できているのか検証してはどうかという御意見。さらに、防災の視点での取り組みの検討に対する御意見や、プランの一つ一つの項目はできているが、利用者の視点で見ても足りない部分はないか等、異なった視点からも検証してみる必要があるといった御意見などをいただいております。

(3)の平成26年度の取り組みにつきましては、フォローアップ委員会でいただきました御意見を踏まえ、本年度も引き続き着実に取り組みを進めていくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田委員 プランの取り組み状況という資料を見ていまして、中央公園地下駐車場1台当たり平均利用時間。中央公園は比較的いつもいっぱいなんです。結構利用されていると思うんですが、はりまや橋駐車場については、この中では議論はなかったですか。

◎松本政策企画課企画監 フォローアップ委員会の場では、特に御意見はありませんでした。

◎浜田委員 余り使われてないみたいですが、せっかく、はりまや橋の下にも駐車場があるわけで、これもどうしようかということも、恐らくあれは国土交通省の施設ですかね。それでも中心市街地の活性化には大きく影響のある駐車場ですから、議論をしていたきたいなと思うことが一つ。それともう一つは、東西軸エリアというのは、大体、かるぼーとからも入っているんですよ。かるぼーとから高知城周辺。その場合、観光バスターミナルを利用、今ここに1,083台と出ていますが、利用いただくことは結構ですけど、利用いただくときには必ず木屋橋の堀川の横を通って来るんですよ。あそこへ観光バスとか高速バスが3台も4台も行ったときに、あそこは大渋滞です。だから、早く堀川の上をどう整備をするか。早く土木部と検討してやらないことには、東西軸活性化構想にならないですよ。入り口で既にネック状態ですから。下の石垣とか、水辺のエリアを残すんだったら、こんもり盛り上がった道にするとか、いろいろ手法はあると思うんですよ。そんなところも土木部とは協議しているのでしょうか。

◎松本政策企画課企画監 まず、はりまや橋の地下駐車場のことでですけど、先ほど言われておりましたように、国土交通省の駐車場であって、今、PFI事業で民間が運営管理をしておりますので、直接このフォローアップのメンバーは関係していませんので、委員会の中では議論できておりませんが、そういう御意見をいただいたことは関係者にもお伝えしていきたいと考えております。

◎浜田委員 一体的に考えないとね。隣の駐車場だけ考えて、隣は考えないというのもおかしい話で、国の持ち物であっても、県民、国民が利用するわけですから、一体的に考えて、いろんな意見を出して、皆さんでもんでもらったほうがいいと思います。

◎松本政策企画課企画監 もう一点、先ほど言われておりました、観光バスターミナルから北の道の件でございますけれど、新堀川で希少生物ですとか、上をふたすることへの反対意見がありまして、実際、工事は中断しております。その後、交通量の調査ですとか、アンケート調査なども土木部で実施しております。高知市のまちづくりに沿った形で整備することを検討していると聞いております。この活性化のためにも、ぜひ早期に工事もしていただきたいと思いますので、土木部とは話をしていきたいと思います。

◎浜田委員 環境保全と開発は相反する、矛盾する考え方ですけども、やっぱり両方のウィンウィンの関係になるように調整をして、今だったらいろんな工法が考えられると思うので、せっかく、東西軸活性化構想、一生懸命みんな知恵を出し合っているのに、肝心の入口のところでこんな状況じゃ、ちょっと情けない気がしますけれども。ひとつ前向きによろしくお願いします。

◎松本政策企画課企画監 土木部とは話をさせていただきます。

◎坂本（茂）委員 来年度末までの計画ということになってるんですけども、例えば、平成28年度以降どうしていくのかという議論はどういう段階で煮詰めていくのかということが一つと、先ほど言われましたけども、はりまや橋観光バスターミナルの関係ですが、今、土佐電鉄・高知県交通の統合に伴って、中央地域の公共交通の中心部的なターミナルをどこにするか、今セットで議論され始めているけれども、それとの関係は出てくるのじゃないかなと思ったりするんですけども、どんな議論がされているのかについて、まずお聞きしたいと思います。

◎松本政策企画課企画監 まず最初の平成28年度以降のプランをどうしていくかということですが、計画期間がまだ2年弱ございますので、現時点では、平成28年度以降のことについては何も決まったものはございません。ことし1年の取り組み結果、目標がどうなるかとか、それぞれの取り組みの課題と成果がどうなるのか整理しまして、フォローアップ委員会の委員の御意見もお聞きして、高知市とも協議して、今後決めていきたいと思っております。

もう1点。ターミナルの件でございますけど、これも今の時点では具体的に協議しているということは、特にございません。

◎小谷総務部長 先ほどの道の話もそうですし、今のターミナルの話もありますけれども、今回プランをつくったときに中央交通の再編の話はそこまで出てなかったということもあります。いずれにしても、高知市のまちづくりに非常に大きくかかわることですので、今のプランですとこの5年間やるということを決める必要もないし、それから、後をどうするかをあわせて、高知市とよく話をしていけないと思っております。きょう、知事も中央交通の関係でプランの話もしましたけれども、問題意識を持って、高知市との調整をしたいなと思っております。まだ今の段階では高知市とはできてませんけれども、そちらの方向で話をしていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 この進んでいる計画そのものも、これで必ず5年間ずっといくものじゃないと、今お話ありました。そういう意味でいうと、PDCAサイクルを通じての見直しとか拡充がされつつあるということですけど、この中でタウンモビリティの関係は議論されたことはありますか。

◎松本政策企画課企画監 てんこすで、毎月1日、タウンモビリティの取り組みを行っておりまして、高齢者の方ですとか障害者の方に車いすなどをお貸しして、ボランティアの方がついて回るような取り組みは現在行われております。

◎坂本（茂）委員 そうことが行われている中で、フォローアップの中できちんとそれをこの計画の中に位置づけてやっていこうとか、そんな議論がされているんですか。

◎松本政策企画課企画監 そういう取り組みを行っているということ、また実績はどうかということ、フォローアップ委員会の場には報告はしておりますけれども、特に意見は出

てはおりません。

◎坂本（茂）委員 いろいろ回遊性を高めるとか、それは健常者だけが求めているのではなくて、障害のある方あるいは高齢者の方も含めて、そういうことを求めている人にどう応えていくのか。やっぱりそこを応えてこそ、活性化していく部分というのはあると思いますし、例えば、そういう人たちが使える店舗のマップなんかもつくられていますので、人にやさしい活性化プランになってもらいたいと思いますので、そういうことも情報を収集しながら、ぜひ議論の中に加えていただけたらと思います。

◎松本政策企画課企画監 フォローアップ委員会の中でも、利用者の視点で見て足りない部分はないか、異なった視点からも検証してみる必要があるという御意見もいただいておりますので、今委員が言われました障害者の視点で足りない部分はないかといったことも検証しまして、取り組んでいきたいと考えております。

◎塚地委員 高知市の中心地であり、県の中心地ということで、相当、県市がタイアップした関係でここまで進んできたと思うんですけど。新資料館もできる、新図書館もできる、高知市がやる居住地のビルもできるし、事業所も開設されるということも出てくるので、これからこの地域の姿が相当変わってくると思うんですね。変わってきて、先ほどおっしゃったように、公共交通とどうリンクさせるかとかいうことが当然出てくるので、フォローアップ委員会の皆さんの御意見を聞くのも当然で、それは今後一定継続させていく。これからもそれなりにかかわっていく姿勢そのものが県側として、今お持ちなのか、そこらあたりはどうですか。

◎松本政策企画課企画監 フォローアップ委員会の場でも、県、市、商店街等の協力体制のもとでここまでの取り組みができていくということを委員から言っていただいておりますし、県としましても、引き続きこの中心街の活性化については取り組みは続けていきたいと考えております。

◎塚地委員 それで、高知城がメインになっていて、高知城の北曲輪と西側の内堀西側地区、マンション建設用地だったのを県が多額で買い戻していただいて、今、公有地になって、いよいよ公園化するという事業が、多分もうそろそろ設計に入る段階に来ていると思うんですけど。そういうときに、例えば高知市がどういう公園にしたいとか、活性化プランの中で、その用地のあり方みたいなことは議論になってないですか。この高知城の史跡の公園化というような話。

◎松本政策企画課企画監 特に議論はできておりません。

◎塚地委員 高知城の観光ボランティアの皆さんは、積極的に高知城の活性化に本当に力果たしてくださっていると思うんですけども、そういう方の意見とか、やはり「まちぶら」する上で、北曲輪と内堀西側地区は貴重な公園地域なんですね。そこはもうちょっとかみ込んでもらう、高知市の意見も聞くことが多分あったほうが、せっかく多額で買い戻

した用地ですので、活性化という視点も入れて有効活用してもらいたいと思うので、今議論になってないんだったら、教育委員会の文化財課が主導で動いてることだと思うんですけども、大事な財産ですので、そういうところと上手に有機的にリンクできる形を、観光資源にもなるということで、検討もしていただけたらと思うので。

◎松本政策企画課企画監 高知市の意見も聞くなどしまして、また調整していきたいと思っています。

◎浜田委員 関連で。国土交通省のはりまや橋の駐車場ですね。今は軽四自動車でもどんどん大きくなって、普通車も1,700ミリメートルの幅いっぱいぐらいで、普通ナンバーでも3ナンバーがどんどんふえてきていますよね。あその駐車場は規格が古い形で作ってあるので、今、余りにも駐車場に使い勝手がないようだったら、思いきってショッピングモールに変更してみるとか、そんな議論もしていただいて、そしたら地下街が1つできますよね。入り口も、はりまや橋、帯屋町、京町周辺に出られるようになってますし、エレベーターもあるわけです。ただ、車は高知橋から入らないといけませんですけども。あそこが余り駐車場収入が上がらないようだったら、思いきってテナントのショッピングモールに変えてみるという案も非常に活性化ではいい案じゃないかなと思いますので、そんなことも含めて、投げかけてみたらどうでしょうかね。これは提案です。あれがもうちょっと柱の間隔が広くてたっばも高ければ、それこそ、坂本委員が言ったように、観光バスターミナルもあそこへくるくると回れるようなことに使えるんですよ。けれど、バスが大きいので出るところがない、入るところがない。ですから、今、坂本委員が言った、はりまや橋の観光ターミナルは一つのいい案かもわからないですね。そんなことで、国土交通省のはりまや橋駐車場は、もうちょっと手を加えると活性化に寄与するんじゃないかなと思っていますので、そんなことも一つ議論してみたらいかがでしょうということで、投げかけさせていただきます。

◎明神委員長 提案でいいですか。

◎土森委員 これがスタートしたときに物すごく期待をしまして、あくまでも経済の活性化なんですよ。ですから、交流人口も拡大する。基本は、消費者にお金をいかに落としてもらおうかということです。それを考えると実績も上がってます。ただもうちょっと高知市が力を入れてやらないと、どうも前に進まないような気がしてね。本腰を入れてやってもらう。空き店舗なんか、これを見て驚いたのは、平成27年度、平成20年度実績15.3%以下を維持すると。こんなもんじゃないですよ、空き店舗を全部潰してしまうぐらいの意気込みを持たないといけませんね。今、随分いろんな交流人口拡大、観光振興等々を含めて、高知県に人が入ってくれていますよ。いろんなイベントもあるし。ですから、これくらい盛り上がった状況の中で、じゃあ中心市の高知市がどれだけ頑張ってるのか。県とどれだけ協力し合いながらやっていくか。当然、資料館もできるし、図書館もで

きてくる。まだまだここは魅力があるところになってくると思いますよ。ぜひ、強力な県の体制のもとで高知市と、高知頑張れというぐらいの気合いを入れてやってもらわないといけないと思います。いかがですか。

◎松本政策企画課企画監 目標数値につきましては、このプラン策定当時に、空き店舗率もどんどん数字が悪くなっていた状況がありますので、それを食いとめるための最低限の目標ということで設定したのになっております。ただ、仮に目標を達成していたとしても、満足することなく、もっと上を目指した取り組みはしていきたいと思います。

それと、高知市に対しましても、より積極的な取り組みを県からも投げかけていきたいと考えております。

◎土森委員 お話にも出ましたように、平成28年度以降どういう形のものができるか、ここが本当の勝負どころだと思います。ぜひ、力を入れてやっていただきますように要請をしておきたいと思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

最初に、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田村教育長 6月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成26年度高知県一般会計補正予算ほか5件でございます。

まず、補正予算から御説明させていただきます。資料②、補正予算の説明資料の25ページをお願いいたします。教育委員会の補正予算の総括表でございます。教育委員会所管の補正予算でございますが、幼保支援課の1億9,755万3,000円の増額補正でございます。昨年度創設いたしました保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金につきまして、事業者の財政負担の軽減を図るための措置、あるいは、現地での建物高層化を新たに補助対象に追加するといったことに関連しまして、増額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。学校安全対策課の繰越明許費の補正でございます。平成26年度当初予算に計上しております安芸高校南校舎の改築工事につきまして、国の経済対策に伴う公共工事の増加により労働者不足等の工事への影響を考慮いたしまして、工事期間を300日から360日に延ばすことといたしました。この関係で、年度内の完成が見込めなくなりましたことから繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案でございます。資料④、議案説明書（条例その他）ですが、1ページをお願いいたします。まず中段でございます、高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案でございます。この条例につきましては、いじめの防止等のため、対策

を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、高知県いじめ問題対策連絡協議会などの組織の設置及び運営について定めようとするものでございます。

次に、2ページをお願いします。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案でございます。この条例につきましては、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、教育委員会所管の関係条例について引用規定の整理等を行おうとするものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。中段の高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例議案につきましては、保育所の職員配置の基準における保育士の数の算定に係る経過措置について必要な改正を行おうとするものでございます。

次に、6ページをお願いします。新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。新図書館等複合施設の建築主体工事につきまして、先月23日に落札者が決定し、仮契約の締結に至りましたので、工事請負契約の締結について議決をお願いするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお願いします。平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告でございます。平成25年度の退職者数が見込みを上回ったことにより、退職手当の予算に不足が生じることとなりましたことから、3月に1億1,100万3,000円の増額補正の専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、報告事項でございます。まず、県立高等学校再編振興計画についてでございます。4月の業務概要委員会におきまして、県立高等学校再編振興計画の策定に向けた取り組みにつきまして御説明をさせていただきました。本日は、前期実施計画のたたき台で統合対象としております各学校の関係者や教育関係の方々には出席いただきまして、5月から順次開催しております教育委員協議会の状況等につきまして、御説明をさせていただきます。

次に、青少年センター本館及び宿泊棟改築工事の基本設計についてでございます。建設から47年目を迎えようとしている青少年センターの本館と宿泊棟は老朽化が進みまして、建てかえに向け設計作業を進めておりますが、このほど基本設計が完了いたしましたので、その概要について説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会等につきまして、開催状況を説明させていただきます。審議会等と赤いインデックスがつきました資料をごらんください。

まず、高知県教科用図書選定審議会を4月と6月に開催いたしまして、平成27年度以降に小学校で使用する教科書及び特別支援学校学級で使用する一般図書の選定に関する審議

を行いました。

また、高知県社会教育委員会では、「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方について」の答申案について協議を行っております。今後も審議の経過や結果につきましては、適宜、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

なお、詳細な説明については、それぞれの担当課長から御説明をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

〈教職員・福利課〉

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。まず、教職員・福利課の説明を求めます。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 私どもからは、報第1号議案、平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告につきまして御説明させていただきます。お手元の資料④、議案説明書（条例その他）でございます。

15ページの右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。このたびの専決は、退職手当につきまして、1億1,100万3,000円の増額の補正を行ったものでございます。退職手当につきましては、さきの2月議会におきまして8億2,900万円余りの増額の補正を御承認いただいたところでございます。その際には、補正予算の提出後における退職者の追加申し出も見込んで補正額を計上させていただいたところでございます。しかしながら、その見込みを超える退職の追加の申し出があったところでございます。なお、一方で、補正予算に計上いたしておりました退職予定者の中からは、その後、退職を取りやめた職員などが出ております。このような増減の結果、最終的に1億1,100万3,000円の不足が生じることになり、専決処分をさせていただいたところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 補正予算を見込んで、なお、退職者が見込みを上回るという現状ですよね。そのあたりをどう分析されていますか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 確かに昨年度は専決までをさせていただいたところでございますが、平成24年度予算におきまして、補正を9億2,000万円ほどさせていただいたのですが、4億5,000万円ほど不用が生じております。今回は、定年は当然そのとおりでございますので、50歳代の勧奨を見込んでいたんですが、いろいろな理由で見込み時点よりふえたというところでございます。私ども補正を見込むときには過去4年間の50歳代に占める割合を掛けまして、その数を、プラスアルファで積んでおったので、それをさらに十数名超える見込みがあったと。本会議のほうでアンケートをとってはどうかというお尋ねが、塚地委員から前教育長にごさしまして、やめた方全員ではないですが、とらせていただきまして、一番の理由は今回の議会で三石議員のほうの答弁でも教育長が答弁をさせていた

いただきましたが、家族の介護でございました。

◎塚地委員 家族の介護ということもあるだろうし、いろんな理由は確かにあるんですけど、一つは、家族の介護で介護休暇をとろうと御本人は思っていたんですけども、なかなか後が見つからずに、結局は介護休暇ではちょっともたなかったという現場の声もあるんです。そのあたりの、努力もしてくださっているとは思いますが、きちんと介護の休暇もとれると、後の臨時も心配なく勤められる環境を整えることが、早期退職を一定歯どめをかける上でも大事なことだと思いますので、今回分析されたことをぜひ現場に活かしていただいて、どう働き続けられる環境にするかというところを検討もして、それなりの施策を打ってもらいたいと思っていますんですけど、そこらあたりはどうですかね。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 委員がおっしゃるとおり、臨時職員の確保につきましては最大限努力をさせていただいておりますが、今回このように退職者が多かったところでございますが、年度当初には欠員がないところでございます。ただ、委員が言われるように、これから年が進んでまいりますと、病気休暇とかいうことになりますと、教員免許を持たれる方で、就職されていないような方がだんだん景気のほうもございまして、それから採用数もふえてございまして、大量退職を迎えて、なかなか確保が難しい。ただ、私どもとしては、いろいろな勤務条件も含めて、臨時職員の確保には努めてまいりたいと考えてございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎沢近学校安全対策課長 資料②、議案説明書の26ページをお開きください。当課の補正予算は、学校施設整備費に係る繰越明許費予算でございまして、これは県立安芸高等学校の南校舎の建てかえ改築に係る施設整備費でございまして、安芸高校の南校舎については、耐震性が低い建物であったことから、当初、平成25年度からの2年間をかけまして、まず旧校舎の解体。その後4階建ての新校舎を建築する予定で工事を進めておりましたが、昨年度でございまして、国の経済対策に伴う公共工事の増加の影響で、旧校舎の解体に係る入札が、2回不落になりました。その後3回目で落札業者が決定いたしまして、現在、解体工事が行われております。結果としまして、新しい校舎の建築工事に着手する時期が予定より遅くなったこともございまして、また今後新しい校舎の入札を行います点で、工期設定が短いと労働者が確保できず、工事の質の低下が懸念されることや不落となる事例も多いことから、土木部と協議をしまして、工期を当初予定しておりました300日から360日に延ばすこととしました。このため、平成26年度中の工事完了が難しいことから、27年までの工期といたしまして、今議会での繰り越しをお願いするもので

ございます。なお、現計画では、今後入札等を経まして本年11月に着工いたしまして、来年10月完成の予定でございます。

以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田委員 安芸高校は建てかえの候補地を見つけると聞いていますが、それがなかなか見つからないんですよね。だから仕方なしに、現地で耐震性のある建物を建てかえて、将来的にはどこか高台へ移転できる形で候補を引き続いて探すという、その2段階で行くという判断でよろしいですか。

◎沢近学校安全対策課長 移転の考え方は考慮に入れまして、御指摘のとおり移転地も探しましたが、移転地がないということでございまして、南校舎については、現在地での建てかえということにいたしました。今後、どのくらいのスパンで移転をするか、あるいは移転を考慮するかは、これから現在地で建てかえますので、そこまでの明確な予定はとっておりません。移転と建てかえと両段で検討いたしましたが、適当な候補地がないため、現在地での建てかえ、あるいはほかの校舎については既に工事を行っております。それから一部行いつつあるものがございますが、補強工事で、現在地での利用ということで、今は考えてございます。

◎浜田委員 せんだって業務概要で安芸高校へ行きましたけども、今の南校舎を耐震性のある建物に建てかえるということは、もうあそこへ堤防をつくるつもりでやらないといけませんよね。要するに、南校舎は津波堤防になるわけですよね。ですから、かなり頑丈に、それも海岸沿いに建ってますから、それプラス、その南側にあるコンクリートの海岸の堤防のパラペットの高さも上げるとか、2段階、3段階でやらないと、そこで授業を受ける子供たちがかわいそうですね。本当に海のすぐ横です。

◎明神委員長 要請でいいですね。

ほかにないですか。

(なし)

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈幼保支援課〉

◎明神委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎原幼保支援課長 幼保支援課の補正予算及び条例議案について説明させていただきます。

お手元の資料②、議案説明書(補正予算)の28ページをお願いいたします。補正をお願いするのは、右の説明欄にございます、保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金1億9,755万3,000円で、財源は、職員等こころざし特例基金からの繰入金となります。

内容につきまして、別冊の総務委員会資料、議案説明資料の青色のインデックス、教育

委員会の幼保支援課の1ページで御説明をさせていただきたいと思っております。補正の目的は、高台移転に係る現行の補助制度における補助基準額を引き上げることにより、施設設置者への財政支援を充実させようとするもので、このために必要となる1億9,750万円余りの補正をお願いするものです。また、今後は、現在地での建物の高層化も補助対象とすることで、高台移転などとあわせ、子供たちの安全確保を図ってまいりたいと考えています。高層化につきましては、補助対象ケースが出てきましたら、補正予算案を議会にお諮りさせていただきたいと考えております。資料、左の現状欄ですけれども、県内の保育所・幼稚園など314園の約4割弱に当たる122園が浸水予測区域内に立地しております。そのため、抜本的な津波対策としての高台移転を推進するため、昨年度、県独自の補助制度を創設したところです。左下の高台移転の検討状況ですが、(1)の移転先決定が3市町村の5園となっており、土佐清水市の保育所、3つの園の統合移転と、宿毛市、中土佐町、各1園の合計5つの園に係る高台移転の補助金につきましては既に予算を御承認いただいております。(2)の移転先の候補地決定が3園でして、これは四万十市、中土佐町、黒潮町の3つの園となっております。また、その他15園とともに、高台移転に関するアンケートを3月に実施しましたところ、新たに16園が高台移転を選択肢の一つとして検討している、考えているとの回答がございました。これら31園の中にも具体的な移転候補地を挙げて検討を進めているところが3分の1程度弱でございます。ただ、アンケートにおきまして、資料の右上ですが、対策を進めていく上での課題として、施設整備や用地取得の資金確保の問題、移転の適地の問題、現在地からの移転が園の経営に影響を及ぼす可能性があるといった課題も見えてまいりました。このたびの補正は、こうした課題のうち、資金の確保に対する課題への対応として、補助基準額を現行の1.5倍に引き上げ、事業者負担の軽減を図ろうとするものでございます。具体的には、本年度の当初予算に計上している高台移転への補助金額3億6,700万円余りを増額するもので、土佐清水市への補助金額が、約2億3,000万円から約3億7,100万円へと1億4,000万円程度の増額。宿毛市については、約9,700万円から1億5,400万円へと5,700万円ほどの増額となります。この補助基準額の引き上げにより、他の施設においても高台移転の検討が具体的となり、さらに加速化されるよう、市町村などに働きかけてまいりたいと考えております。また、移転適地がないなどの課題に対応するため、現在地での建物の高層化を補助対象に追加し、津波対策の選択の幅を広げることで、津波対策の検討の加速化を図ってまいりたいと考えております。補正予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、条例の一部改正議案について説明させていただきます。④、議案説明書(条例その他)の4ページをお願いいたします。中央にございます、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案です。児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令が一部改正されたことを考慮し、保育所の職員配置の基準にお

けます保育士の数の算定に係る経過措置の必要な改正をしようとするものでございます。

内容につきまして、先ほどの補助金の説明の際に利用しました別冊の資料の幼保支援課 2 ページをお願いいたします。改正の内容ですけれども、乳児を受け入れる保育所の職員配置に当たっては、保育士の数を算定するに当たり、当該保育所に勤務する保健師、または看護師を 1 人に限って保育士とみなすことができるようになっておりますが、この適用を行うことのできる保育所の要件を、「乳児 6 人以上を入所させる保育所」から「乳児 4 人以上を入所させる保育所」へと改正するものでございます。2 の（1）が、国が省令の改正を行った理由となっております。構造改革特別区域において実施されました「乳児 4 人以上」を入所させる保育所において、1 人に限って保育士とみなすことができる特例措置を全国展開するために、国の省令の改正が行われたものでございます。この特別区域における実施では、③にありますように、ケガや体調不良への迅速・的確な対応や、保護者の安心感が高まるなど、保育所の保健衛生環境の向上などに効果が見られたことから、全国展開されることとなったものでございます。3 ページに移りますが、本県の状況でございます。平成 26 年 4 月 1 日現在、高知市を除く 172 保育所のうち 80 保育所が乳児を受け入れております。そのうち、乳児 6 人以上入所が 19 施設。うち 7 割に当たる 13 施設が看護師等を配置し、7 施設が看護師等 1 名を保育士とみなしております。一方、4 人以上の入所は 31 施設となっておりますが、看護師等の配置は約 5 割の 15 施設となっております。体調が急変しやすい乳児に対し、迅速で適切な対応が可能となる看護師などを配置することは、保護者にとっても頼もしいことですし、健康や発育についての専門性も高いことから、保育士にとっても、こうした面で相談しやすい体制が整うこととなります。子供の数は減少傾向にありますが、保育所へ入所する乳児の数はふえてきております。条例の改正により、これまでよりも乳児の受け入れ数が少ない場合であっても看護師等の配置が行いやすくなり、保護者にとっても安心できる乳児保育の提供が図られることとなるため、この条例改正は必要であると考えております。なお、高知市も 6 月議会に同様の条例改正案を提出しているとお聞きをしております。最後に、資料④の議案説明書 73 ページをお願いいたします。条例の新旧対照表になります。下から 3 行目になりますけれども、乳児 6 人を 4 人に改正することとなります。

幼保支援課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 一つは高台移転のことですけど、先ほど御説明いただいた現状のところの保育所・幼稚園等の全園 314 園は既に高知市の保育所はのけた数字ですか。

◎原幼保支援課長 含んでおります。

◎塚地委員 うち 122 園の中にも高知市が含まれていて、そのうち高知市がどれぐらいになるかというのはわかりますか。

◎原幼保支援課長 122園の中に高知市も含まれております。そのうち高知市が58園ございます。

◎塚地委員 この事業は高知市が中核市で、保育所は高知市に設置の責任があるということで、多分、高台移転のこの補助金について高知市を外したという考え方だと思うんですけども、その点について、高知市から別段要望は上がってないですか。

◎原幼保支援課長 高知市は、中核市ということで補助対象にはなっておりません。高知市から特に要望というのは、私のところには届いておりません。

◎塚地委員 地震対策は特別な事業ですので、そこらあたりは、高知市で促進をさせるということが、カウンターパートも含めて、地震対策としては始めているわけなので、高知市が財政的に厳しくて進まないという事情があったときには、財源自体も県職員の志なので、高知市を特別枠に考えずに検討するべきじゃないかなと私は思ったりするんですけども、高知市が今の段階では要望が上がってきてないというなら、高知市も独自で前進をさせるつもりなのかもしれませんので、そこは今後もまた見ながら要望させていただきたいと思います。

◎坂本（茂）委員 一つは今の関連で、そういう財源でありながら中核市ということで外す。例えば、国からの補助であれば、それもやむを得ないと思うんですけども。高知県の職員の中でも多数が高知市の保育園を利用されていると思うんですけども、それでものけてしまうということが果たしてどうなのかなと思ったりもするんですけど、そこについての考え方をお聞かせいただきたい。

もう一つ、対策を進めていく上での課題として3つあって、そういう課題に対応することとして、今回こういうふうに変化していくわけですけども、例えば、高層化する上では高台移転が困難であるということが一つの要件であると思うんですけども、高台移転が困難であるためにはこの3つの要件を満たさなければいけないのか。例えば、移転の適地が、財源はたっぷり持っているんだけど、移転の適地が見つからないとかいうことであっても構わないのかですね。どれだけの要件を満たしたら、この高層化を補助対象になっていくのか、2つ目にお聞かせいただきたいことです。

もう一つは、高層化したときに、そこに地域住民が多く住まわれてる、保育園もあるということは当然周辺に民家も多いということだろうと思うんですけども、当然その人たちにとっては津波避難ビルになるという想定のもとに建設してもらうことになっていくのか。その3点について教えてもらいたい。

◎原幼保支援課長 まず1点目ですけども、財源が職員のこころざし基金であるにもかかわらず、高知市が対象になっていないという御質問だったと思いますんですけども、制度の検討をするときに、財源で検討したのではなくて、中核市という、保育所が持つ権利、義務に従って制度が検討されたものだと理解をしております。

2つ目の高層化の要件ですけれども、3つの要件すべてを満たすということではございません。一般的に想定されるのは、高台移転の適地が見つからない。なおかつ、現在ある保育所や幼稚園のすぐ近くに避難場所がないといったことなどが要件になるのではないかと考えております。

高層化した保育所を津波避難ビルとする要件は現在のところ想定をしておりません。

◎坂本（茂）委員 例えば、うちは避難ビルにしたくないと保育園が言ったら、それはやむを得ないということですか。

◎原幼保支援課長 例えば、保育所を高層化するときには市町村としての考えも伺いますので、その中で判断をしていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 そのこの保育園の一番の意思が尊重されて、市町村もそれやむを得ないということになったら、県としてもそれはやむを得ないということになるということですか。

◎原幼保支援課長 建てる保育所の設備の状況などによっても変わってくると思いますので、必ずしも津波避難ビルにするというところは現在考えておりません。状況に応じて、必要であればそうなるかと考えております。

◎坂本（茂）委員 今、地域では、病院、介護施設で津波避難ビルになってもらおうと取り組まれているわけですね。それが、公的な資金も投じてやるところが津波避難ビルにはならないということになっても、園の意思であれば仕方ないということになってしまうとしたときに、どうやれば津波避難ビルの要件を満たせる高層化にしていくのかということと一緒に議論してもらって、なるだけならなってもらう方向で行ったほうがいいんじゃないか。例えば、園の中で保母さんだけで、高層の部分へ子供たちを避難させるとかということが困難な場合もあるかもしれないですね。そのときに地域の人に一緒に、子供たちを介助して避難してもらおうとかいうことなども効果的な部分というのはあるのかもしれないし、その園は近所に逃げるところがないからそこを高層化しようというわけですね。そしたら、当然地域の人にとっても逃げるところがないわけですね。そのときに、高層化された保育園があつて、津波避難ビルになってもらえないというのは、いかがかなと思いますので、そのところは事業化する際には念頭に置いた議論をしていただきたいなと思います。

◎原幼保支援課長 補助制度の具体的な中身を創設するとき、含めて検討してまいりたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 議案説明資料の1ページの中段のところ、県独自の補助制度の抜本的な津波対策を進めるためというところの補助先が、2月のときから見ると、文言がふえているような気がしてですね。私立認定こども園設置者というのは、これは前段に、「保育所については、高知市を除く」と書いてありますけれども、例えば、県の認める地方裁

量型の私立認定こども園、保育所なんかは含まれるということですか。

◎原幼保支援課長 補助先がこれまでと変わっているということはありません。

◎西内（隆）副委員長 それともう1点。高台移転の補助率ですけど、これも同じく4分の3ですか。

◎原幼保支援課長 4分の3以内でございます。

◎池脇委員 高層化の補助金の補助対象の件ですけれども、保育所・幼稚園等安全確保対策事業費補助金の補助対象には認定こども園は入っていますか。

◎原幼保支援課長 高台移転の補助先と同じでございますので、含まれます。

◎塚地委員 先ほどの児童福祉施設への看護師の配置ですけれども、看護師資格を持っている人を配置したいというのは、園の強い要望は当然あるんですけれども、看護師が配置された場合と保育士が配置された場合の国からの補助算定基礎単価は保育士も看護師も一緒ですか。

◎原幼保支援課長 現在の国の単価におきましては、看護師あるいは保健師が入っておりません。ですから、仮に看護師を配置した場合には、一般的には保育士に比べて看護師の給料が高いとした場合には、保育所から見ると、通常よりも多くの自己負担をしているという形になります。この特別区で実施された県や市町村からは国の基準の中に看護師を配置した場合にはその基準で見てくださいというお話もあったようですが、現在のところまだ実現には至っておりません。

◎塚地委員 看護師を既に雇っておられる施設への県の単独補助みたいなものはやってなかったですかね。

◎原幼保支援課長 ございません。

◎塚地委員 そこが現場のじくじたるものがあって、雇いたいんだけどなかなか雇えない。根本的にはなかなか人がいないという問題もあるんですけれども、雇うとなったときには、どうしても労働条件ということが入ってくるので、本来だったら、県としての単独の補助があってもいいのかなど。先ほどおっしゃったように、本来国が基準の単価の中にそれなりに人件費として入れる。その要望自体は、特例措置をとったところからは出ていくようなので、そこは県からも積極的に声も上げていただくことが大事かなと思いますけれど、どうですかね。

◎原幼保支援課長 状況を見ながら対応していきたいと思っております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎藤中高等学校課長 私からは、1件の条例議案について御説明をさせていただきます。

お手元の資料④、平成26年6月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の2ページを

お聞きください。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案の説明でございます。この条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行によりまして、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係条例について引用規定の整理等を行うものでございます。

続きまして、37ページをお聞きください。高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の新旧対照表でございます。高等学校課関係におきましては、この条例で、第2条におきまして、奨学金を貸与できるものの要件を定めており、旧条例におきましては、母子及び寡婦福祉法による就学資金の貸与を受けている者を除くこととしております。このたびの法律の改正により、平成26年10月1日から、母子及び父子並びに寡婦福祉法と法律名が改正されることに伴い、同日付で引用している法律名を改正し、母子及び父子並びに寡婦福祉法による就学資金の貸与を受ける者は、従前どおり県等から二重の貸与を受けることがないように変えるものでございます。また、それ以外の改正につきましては、文言整理を行うものでございます。

以上で、高等学校課からの御説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎明神委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎渡辺新図書館整備課長 新図書館整備課からは、工事請負契約議案が1件ございます。右上に③とあります条例その他議案の29ページをお願いいたします。議案第18号、新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案でございます。新図書館等複合施設建築主体工事につきましては、昨年11月に入札を行いましたけれども、不調となりましたことから、積算に実勢価格を反映させるなど見直しを行いまして、再度入札を行いまして、落札者が決定いたしました。本工事は予定価格が5億円以上でありますことから、請負契約の締結には、地方自治法、高知県契約条例の規定によりまして、議会の議決が必要となっておりますので、お願いするものでございます。本工事は、一般競争入札によりまして、5月23日に開札を行いまして、予定価格97億9,140万9,000円に対しまして90億6,000万円で、大成・ミタニ・有生特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。落札率は92.5%となっております。契約金額ですけれども、消費税を含みまして97億8,480万円、完成期限は平成28年8月15日となっております。

それでは、本工事の建物の概要を簡単に御説明させていただきたいと思っておりますので、別

途お配りをしております、新図書館等複合施設の概要のパンフレットをお願いいたします。1枚開いていただきますと、右側のページが1階の部分でございます。1階には新点字図書館・エントランス・駐車場・駐輪場などを整備いたします。駐車場は、多目的広場に整備をいたします機械式地下駐車場を含めまして、100台分。駐輪場は、自転車、バイクを合わせまして、476台分を確保いたします。次のページをお願いいたします。2階から4階までが、新図書館のフロアでございます。閲覧席は615席。資料の収蔵能力は約205万冊。広いフロアの中央部に、高い階高を利用いたしまして2層となる書庫を整備いたしまして、上層部の書庫は見える書庫として整備をいたします。また、セルフ式の貸出機、返却機などの設置によりまして、利用者の利便性の向上を図ることにしてございます。次のページをお願いいたします。5階ですけれども、仮称でございますけれども、こども科学館となっております。展示室はテーマ別にゾーンを設けまして、科学実験教室などを行います実験室や工作室、また、現在本県にはございませんけれども、プラネタリウムを整備することしております。右側のページの一番上の枠に複合施設の概要がございます。延床面積は2万2,797.25平方メートル。高さは38.51メートルで5階建てでございます。なお、1階と2階の間に免震装置を設ける中間免震構造となっております。

本議会で議決をいただきましたら、直ちに工事に着手いたしますとともに、他の設備工事についても順次入札を実施いたします。また、運営体制ですとか、具体的なサービスなどについてもさらに協議検討を進めていきまして、平成28年度中の開館を目指しまして、着実に取り組みを進めてまいります。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎明神委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

なお、第4号議案は文化生活部に関係するため、文化生活部より人権課長が同席しております。

◎赤間人権教育課長 私から、第4号議案、高知県いじめ防止対策推進法施行条例議案について御説明をさせていただきます。お手元に青いインデックス、教育委員会とつきました総務委員会資料、議案説明資料の人権教育課の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、本条例議案の提案に至るまでの経緯について御説明をさせていただきます。平成23年10月に滋賀県大津市で発生いたしました、いじめによる自殺事案を受けまして、昨年6月に議員立法により、いじめ防止対策推進法が成立をし、昨年9月から施行されている

ところでございます。また、昨年10月には、本法に基づきまして国が策定をいたしました、「いじめ防止基本方針」が示されております。本法や国の基本方針におきましては、地方公共団体や学校に対して、いじめの防止等に向けたさまざまな対応が求められております。地方公共団体につきましては、上段の枠囲みの1つ目のぼつにありますとおり、国の基本方針を参考に、地域の実情に応じた独自の基本方針を策定することが望ましいとされたところでございまして、この点につきましては、ページの一番下から2番目のところにもお示しをしておりますけれども、既にこの3月末に県としての基本方針を策定して、取り組みを進めるとともに、市町村教育委員会や各学校にも周知を図ってきたところでございます。また、上段枠囲みの下線部、2つ目のぼつにございますとおり、各地方公共団体においては、関係機関・団体との連携を図るための「いじめ問題対策連絡協議会」や教育委員会の附属機関を設置することが望ましいとされたところでございます。本条例議案は、これらの組織の設置及び運営について定めようとするものでございます。

なお、本条例は先ほど委員長からお話のありましたとおり、教育委員会事務局と知事部局の共管条例となっておりますので、まず、本条例により設置をすることとしている組織の全体像を説明させていただきまして、このうち教育委員会が関係する組織について、私から御説明させていただきます。まず、4ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、本条例により県に設置することとしております3つの組織の全体像をお示したものでございます。

まず、ポンチ絵の上段にありますとおり、いじめの防止等に関する機関・団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、県に知事を会長とし、関係機関・団体の関係者や学識経験者を委員とする高知県いじめ問題対策連絡協議会を設置することとしております。同じページの下段をごらんいただきたいと思います。こちらは、県立学校や私立学校でいじめにより重大事態が発生した場合の対応の流れを示しております。いじめ防止対策推進法におきましては、いじめにより児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、法律上重大事態と定義いたしまして、こういった事態が発生した場合には、学校の設置者、または学校が調査を行うことが義務づけられております。

左下に記載をしております、高知県いじめ問題調査委員会につきましては、教育委員会の附属機関として設置をするものでございまして、県立学校で発生した重大事態に係る事実関係の確認・調査などを行うこととしております。構成員につきましては、調査の公平性、中立性を確保する観点から、弁護士や精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家といった外部専門家に参画をいただくこととしております。

その右側に記載をしております、高知県いじめ問題再調査委員会につきましては、知事の附属機関として設置するもので、県立学校や私立学校で発生した重大事態に係る調査の

結果について、必要に応じて再調査を行うこととしております。教育委員会に設置する調査委員会と同様に、委員として外部専門家に参加いただくこととしております。

これらの組織につきましては、いじめ防止対策推進法に基づいて、地方公共団体ごとに整備することとされておりまして、各市町村においても、今後同様の組織の設置が進められていくこととなっております。

次に、これらの組織のうち、教育委員会が主に関係をいたします、高知県いじめ問題対策連絡協議会及び高知県いじめ問題調査委員会について御説明をいたします。5ページをごらんください。高知県いじめ問題対策連絡協議会の役割につきましては、資料の上半分に記載しておりますとおり、いじめの防止に向けた総合的な施策を、県民を挙げて推進するための役割を担っておりまして、具体的には、各機関・団体の取り組み等の情報共有と連携した施策の実施のほか、各機関・団体の取り組み状況の把握、評価、見直し、いわゆるPDCAサイクルを回していく場、それから関連施策の実施状況等の取りまとめと公表などを行うこととしております。構成員につきましては、知事を会長といたしまして、知事部局、県教育委員会、警察本部、学校、市町村教育委員会、児童相談所、高知地方法務局、その他関係機関・団体の関係者、それから学識経験者などから組織をすることとなっております。

最後に、6ページをごらんいただきたいと思います。教育委員会の附属機関として設置をいたします、高知県いじめ問題調査委員会につきましては、右上に記載しているような委員を構成員といたしまして、県立学校で発生した重大事態に係る事実関係の確認・調査を行うほか、必要に応じて、いじめの防止等の有効な対策を検討するための調査審議を行うこととしております。なお、この調査委員会につきましては、会議を原則公開としつつ、県立学校で発生した重大事態の調査を行う場合など、個別の事案を扱う場合については例外的に非公開とすることとしております。また、委員及び臨時委員に対して秘密保持義務を課すこととしております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 高知県いじめ問題対策連絡協議会で、取り組みの視点を子どもの変化に気づく力を高めることがまず第一に挙げられているんですけども、一番は学校現場での気づきと、家庭での気づき。その情報の共有化でかなり予防的な効果は出せると思うんですけども、実際その連携がなかなかとれてない現実があるわけですね。ですから、学校現場で、特にホーム担任。いつも子供たちに接している先生が一人一人の変化をどう見ているかということで、その先生の力量が問われる。しかし、学校全体でそういう先生方の問題意識が緊張感が継続した状況が続けられないと、いじめというのは察することが難しい。いつもニュース等では突発的に子供の自殺行為が発生しているという状況で、後の学

校側の報告とか聞いても、この子がそういうことを行う可能性があるという予知的なことがほとんどない。信じられないとか、どうしてだろうとか、本当にいじめがあったんだろうかという認識が、今まで学校現場の先生方の声としては多いんですね。ということは、ほとんど察知をしてなかった。問題はそこであって、確かに、こういう人たちが組織としてつくられて連絡協議会をやるんですけれども、学校関係者が一部入っておりますけれども、何を一番重点とするのか。まず、予知の体制を強力に現場で築き上げないと、対応が後手に回る、そこから出発しなくちゃいけないと思うんですね。その前段があって、この関係者の皆さんにお知恵をいただくことになろうと思うんですけれども、その前段の部分については、例えば人権教育課が案を提供することなどは考えておられるんですか。

◎赤間人権教育課長 池脇委員から御指摘があったとおり、いじめのサインにいち早く教員が気づいて、あるいは御家庭で親御さんたちが気づいて、そういったものにしっかり対処していくという部分は非常に重要と思っております。お手元にお配りをしている資料の5ページの下に、未然にいじめを防止するという考え方と、それから早期発見をする。それから、実際に起こってしまったいじめに対処するといったそれぞれフェーズでの対応があるかと思えます。委員がおっしゃられた部分は、できるだけ早くいじめの芽を見つけることだと思えますけれども、我々も学校の教職員に対して、あるいは校内研修の中に実際に入って行って、いじめの校内研修ということで、そういったサインに早く気づけるように研修を日々やってきております。そういった中で、教職員の資質も一定程度上がってきていると認識しております。平成24年度のいじめの認知件数は非常に高い数字が出てきたと理解しております。しかしながら、そういったものを家庭と連携しながらどうやって進めていくのか。そしてそういったものをこのいじめの連絡協議会の中でどうやって議論をしていくのかでございますけれども、我々としては、まず、県として今取り組んでいることについて、県の連絡協議会に参加していただく先生方に、まず、素材として、我々はこういったことをやっているということを率直に御説明を差し上げて、その中で先生方に忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

◎池脇委員 いじめの究極は、いじめられた子がみずから命を絶つという現象が起きること。そこをとめなくちゃいけない。しかし、自殺という行為については、それ以前に精神的な病的な状況ですね。小さいいじめが続けられることによって躁うつ病になるとか脅迫観念に駆られるとか、いろんな症状が出る。精神的にまずやられる状況で突発的に何か引き金になって自殺に至るケースと、全然そういう症状が見えなくて突発的なケースもあるので、そうした精神的な病気の傾向性が出てきているのか、先生方も見抜いていかなくちゃいけない。ただ、このメンバーの中には、精神科等の医師が含まれてないですね。そういう情報というのは共有することが非常に大事と思うんですけれども、なぜ医療機関が入っていないんですか。

◎赤間人権教育課長 関係機関の代表者ということで、医師会を代表して精神科医にこの連絡協議会にも入っていただくように私ども考えております。ほかにも臨床心理士とか、そういった心理の部分もケアできる先生にこの中に入っていて、そういった外部の専門家の視点からそういった部分も議論をしていきたいと思っております。

◎池脇委員 そういうことであれば、この図の中に明確に位置づけをしておく。等の中に入れておくこと自体が、その点の人権教育課の課題意識に問題があるんじゃないかなと思うんですよ。後づけでお願いしますという話じゃないだろうと。こういう協議会をつくる時に一番キーマンになるのはどういう方なのかという認識がやはり乏しかったんじゃないかなと思います。ただアドバイスを聞くというだけでは意味がないと思います。その位置づけも非常に大事だと思いますよね。特にこうした会議は、皆さん遠慮して、しっかりしたテーマが出ないと遠慮して余りしゃべらないですね。ですから、答えが出ない会議、結論が出ない会議が結構多いと思うんですけれども、そうしてしまえば、会はやりましたけれども、なかなか実効性のあるものにつながっていかないということは十分考えられるんですけれども、その点についてはどのようにお考えになっていますか。

◎赤間人権教育課長 御指摘のとおり、答えのない会議となっては進め方が難しいと、委員も忌憚のない発言をしていただくのもなかなか難しいというお話でございました。もとの会議の根っこは、関係機関・団体の連携を図る会議ということではございますけれども、それぞれの関係者が、要は言いたいことを言って、そういった出し合い話の会議にするということは我々実質的に余り意味がないと思っております。その中で実際に医療、それから福祉、心理、あるいは学校とか家庭といったそれぞれの関係者がどういった形で連携できる部分があるのか、そういった部分を模索できる会議にしていきたいと思っております。

◎池脇委員 その意味では、それぞれ参加している機関に、いじめとか自殺等につながっていく情報なり対策なり等についてのペーパーをしっかりと出していただく。そういうものの内容をしっかりペーパーの上で説明を聞き、しっかりと情報を共有していくことが非常に大事だと思うんですね。その現場で、ただ口頭で意見を言っても何も残らないんですね。だから、こっちの機関としては、他の機関に対して、こうしたことを要望して、ここをちゃんとやっていただきたいとか、そういう具体的なものをしっかりお互いに出し合って、形あるものをつくり上げていく協議会にしていきたいと思っておりますけれども、どうですか。

◎赤間人権教育課長 委員の御指摘を踏まえて、しっかりとした協議会となるように私ども努めていきたいと思っております。

◎中内委員 東部教育事務所から、1つの学校で年間110件もいじめに値するものが出てきたという報告がありましたけど、これらはニュースに入っておりますか。

◎赤間人権教育課長 恐らく、総務委員会の出先調査の東部教育事務所の際の説明でそういったお話があったと理解をしております。

◎中内委員 1つの学校で年間に110件も上がってくるということは異常じゃないかと。これに対して学校の校長はどう対処してきたかといったら、うやむやで済みましたけれど。こういうのはもっと厳しくやるとか、いろいろな方法を立てないといけない。

それから、もう一つは、2つの学校で48件の暴力とかそういったものがあったというけど、いずれも学校長としての責任を果たしてないと、私はきつい言葉で言いましたけれども、これらも指導をちゃんとして対応していく姿をお願いしたいと思います。

◎赤間人権教育課長 御指摘を踏まえて、適切に対応していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 4ページの組織の設置イメージですけれども、一つは、市町村も同様の対応が必要であるということですが、一番上の高知県のいじめ問題対策連絡協議会には市町村教育委員会も入ってくるわけですよ。そういう意味で、単に同様の対応が必要ということだけでなく、例えば、それぞれ市町村で同じようにこういった再調査委員会が立ち上げられているのかということをもっとお聞かせいただきたい。

もう一つは重大事態等への対応で、重大事態かどうかを判断するのはそれぞれの学校になろうかと思うんですけれども、さっきからのお話の中にもあるわけですけれども、きちんと重大事態として把握できるかどうか。客観的に判断できる場合と、なかなかそうはならない場合も。まさにどこの時点で重大事態となったかとかいう判断とか、例えば、児童生徒が自殺を企図とした場合とあって、そうなったら遅いですよね。だからそれまでにきちんと全体で調査したり、あるいは再調査したりとかいうことが必要になってくるわけですので、その重大事態等と判断し得る現場の力がどこまであるのかが問われてくるのではないかと思いますので、その辺をお聞きかせいただきたい。

もう一つは、この流れでいくと、市町村立学校で起きた課題については、ダイレクトで県のいじめ問題対策連絡協議会へ行くことになると思うんですけれども、県議会に報告されるのは、県立学校と私立学校の問題だけで、市町村立学校の問題は報告されない。この図で行くと、そうなるかと思うんですけれど、その辺どんなになっているのか教えてください。

◎赤間人権教育課長 まず1点目は市町村が現在どういう対応をしているかというところでございます。この6月議会にそれぞれの市町村がどの程度、議案という形で提案をしているのかというところまで詳細は把握できてないのですが、事前に把握したところによりますと、このポンチ絵の一番上にあります連絡協議会を設置している市町村は今現在はございません。ただ、残りの市町村については、現在準備中という形で作業を進めていると理解しております。それから、教育委員会の附属機関として設置をする調査組織につきましては、2つの市町村で既に策定・設置をしておるといっていただいても、

ほかの市町村については、現在準備をしている段階と聞き取っております。

それから、2点目の御指摘でございますけれども、重大事態の判断について、一義的には子供の状態を一番直接的に理解している学校が判断をするという形になりますけれども、そういった力量が学校にあるのかというところだったと思いますが、まさしくこの法律ができて、こういった形で定義がされたというところもありまして、個別具体的にそれぞれの事案を、これが重大事態なのかどうなのかと判断していくことが必要になってまいります。例えば、県立学校の事案について、これが例えば学校側として重大事態なのか重大事態でないのかといった疑義が生じることも恐らく出てまいろうかと思っております。そういったものについては、設置者である我々に御相談をいただいて、個別に児童生徒、いじめられた子供、いじめをした子供、そういった周りの状況を踏まえて判断していく必要があると思っております。

それから、市町村で発生した事案については、連絡協議会という話がございますけれども、この連絡協議会については、関係する団体、機関の代表者にお集まりをいただいております。いじめの防止対策ということ全般につきましては、県と市町村と分け隔て考えるのではなくて、県としていじめ防止対策をどうやって進めていくかということを御議論いただく場だと考えておりますので、そこに市町村の代表者を入れております。下の重大事態への対応につきましては、実際にこういった事態が生じた場合に法律上調査の義務が生じるのは、学校、それから学校の設置者という形になります。したがって、重大事態の調査については、県立学校であれば教育委員会、私立学校であれば私立学校かその学校法人になりますけれども、そこが調査をするという仕切りになっております。

市町村立については、市町村がそれぞれ組織を設置して調査をするという形になっております。

◎坂本（茂）委員 それは県議会に報告はないですか。

◎赤間人権教育課長 法律上、県議会に対する御報告という形にはなっておりません。

◎坂本（茂）委員 地教委で議論したり、設置している自治体で責任を持った議論、対応をしていくということは必要かと思っておりますけれども、県下の市町村でどういう事態が起きていて、そのことにそれぞれの設置自治体がどう対応しているかを県議会としてまったく知らないという形で果たしていいのかなと、疑問として残ります。

それともう一つ。まだ今議会での調査委員会等の設置が2市町村にとどまっているということですが、設置されていない市町村でこういう事態が起きたときに、対応がそれだけおくれていくということになるかと思っておりますので、その対応をどう考えられているのか、教えてください。

◎赤間人権教育課長 1点目ですが、県下の市町村でこういった事案が起きているのかにつきましては、今、坂本委員から御指摘もいただきましたので、今後の検討課題と

して考えさせていただきたいと思っております。

もう1点ですけれども、調査組織が2市町村しかつくられていないということで、どうしていくのかという部分だと思っておりますけれども、実際にこういったいじめの事案で問題が起きるケースとしては、絶対数の問題から言いますけれども、市町村立の小中学校で発生する可能性が総体的にあらうかと思っております。私ども、県から市町村に対していろいろ御説明していく中でも、できるだけ早期に組織を設置していただくことを御説明申し上げてきております。市町村からいろいろと御指摘をいただく部分につきましては、県がどういうスタイルで調査組織を立ち上げるのかというところを気にしているということもあるんですけれども、それ以外に、外部の専門家をこの会議の中に入れていく場合に、人材を地元で確保する、あるいは高知県内の中で確保するのがなかなか難しい事情も実際にはあるという御指摘をいただいております。そういった部分については、例えば弁護士会とか医師会とか臨床心理士会とか、それぞれの職能団体の県の代表にこういった話が市町村からそれぞれ行くということで、ぜひ御協力いただきたいというお願いも既にさせていただいております。また、市町村から個別にこういった分野での専門家がいないだろうかという御相談をいただければ、私どもから助言もさせていただけると思っておりますので、そういった形で対応していきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 設置に向けて、ぜひいろんな情報を提供しながら、各市町村でそれが立ちおくれぬ形の取り組みをお願いしておきたいと思っております。

◎塚地委員 いじめ問題に社会全体が取り組むという大人の決意を子供たちに発信することだと思っておりますので、そのことを子供たちがどう受けとめるかということがすごく大事なかなと、今回法律も通って、こういう会もつくってということになったときに思います。子供たちは、いじめるけれどもいじめられる。いつどういう立場になるかわからない。本当に学校生活が不安な状況があるのが今の子供たちの一般的な暮らし方じゃないかなと思うので、子供たちに、大人がどうするんだということが伝わっていくことが大事で、そういう意味では、連絡協議会というところが、子供たちをどう見るかというところをきちんと勉強もしていただいて、そこをわかっていただくということをうんと大事にした会じゃないといけないと思うんです。厳罰主義的な考え方を持っておられる方もいるかもしれないけれども、そこを大人が今本当に子供たちを育もうとしている、いじめの問題の本質を、しっかり理解してもらうことがスタートじゃないかと思うんですけれども、そういうことを大事にした会議にしていく、そのあたりの考え方と、立ち上げる上での決意を教育長に伺っておきたいと思っております。

◎田村教育長 委員がおっしゃる視点、非常に大事だと思います。ことし、予算もいただいて、12月5日に「いじめ子どもサミット」というイベントを開催します。県内全域から1,000名ぐらいの参加を予定して、大きなイベントでやろうとしています。小中高校生自身が

内容を企画してということ考えてますので、その企画の中にこの連絡協議会の考え方があったり動きであったり、そういったものもうまく知っていただく催しにできないのかなと。この組織が立ち上がることと子どもサミットの両方がうまくかみ合った形で開催することで、子供たちに大人たちの取り組む考え方というものも理解してもらえる機会になると思ってます。

◎塚地委員 子供をどう理解するかということからスタートしないと、管理強化みたいな話で、もっともっと子供たちを追い込んでいくことにならない会にしていきたいなということが一つと、先ほど池脇委員もおっしゃったように、学校現場で最も起こることが多いし、学校の責任が大きいわけです。それで、私どものところに来る御相談でも、例えばいじめられたとかいう御相談が来たときの対応って微妙な問題なので、物すごい時間がかかるんですね。こちらの生徒からもお話を聞き、いじめたほうからもお話を聞き、家庭にも来てもらって、何回も時間を積み重ねてということが続くので、先生方がすごい多忙の中では、そこを丁寧にやっていくことに対する負担になる側面がどうしても出てくるんですね。そういうことを考えて、先日、日本の先生がいかに忙しいか、地元紙の主張にも書かれてありましたけれども、行政の責任として、当然、教育委員会がいじめをなくすときの条件整備を考えていけないといけないじゃないかなと思うんですけど、いじめに対する対応みたいなことで、県行政の条件整備として具体的にこれから検討するのか。

◎赤間人権教育課長 条件整備について、具体的に議論するということになるかは実際の流れの中で出てくることかと思えますけれども、県としても、例えば、教員の負担感、多忙感というものが出てきているのは、一部あるかと思えます。そういったところで、外部の専門家の力というのも学校現場は借りながら、そこをやっていく必要があるだろうと。スクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーであるとか、そういった外部の方の見立てによって、学校現場、子供に対する接し方という部分で非常に力になっていただけているという声も我々いただいておりますので、そういった部分で引き続き努力をしていきたいと考えております。

◎塚地委員 スクールソーシャルワーカーとカウンセラーの皆さんは、本当に大活躍というか、学校の先生方の悩みも相当聞いてくださっている状況なので、きちんと充実させていくというのは一つの条件整備に当然なるんですけど、クラス担任の責任感はずごく大きいので、事務処理を軽減することも含めて、学校現場で先生方が子供たちに向き合えるということをどう真剣に取り組むかということも、行政の責任としてぜひやっていただきたいなということをお願いしておきたいと思えます。

それと、先ほど出ていた、市町村でいじめ問題の調査委員会を立てるときの専門家は小さい自治体に行けば行くほど本当に難しいので。例えば、その人たちはその自治体に属していないといけないという規定はないですよ。

◎赤間人権教育課長 特定の市町村の域内にいなければいけないといった縛りは全くございません。

◎塚地委員 専門性を持っている方々は、県内には何人かおいでと思うんですけど、そういう方が幾つかの市町村にまたがって着任していただくことも検討されているんでしょうか。

◎赤間人権教育課長 まだ我々具体的にニーズとしてはお聞きしておりませんが、恐らく、高知県内の市町村では、事務の共同実施という形で複数の市町村にまたがって附属機関をつくって、そこで調査をすることは自治法上は可能だと聞いております。

◎塚地委員 つまり調査委員会なので、そういう問題が発足したときに集まる会になるということですか。

◎赤間人権教育課長 個別の事案が発生したときに集まる会という部分と、いじめ問題全般について御議論をいただく会を2本立てで県の場合は立てておりますけれども、例えば、事案が発生したときに集まる調査委員会という形で、市町村がそれで立てるという形になった場合には、基本的にはそのときだけ動く会になります。常時動く会議ではない形になります。

◎塚地委員 例えば、高知県のいじめ問題対策連絡協議会みたいなものを市町村レベルで全部つくるということではないという考え方ですか。

◎赤間人権教育課長 基本的には、県も市町村も地方公共団体ということで、法律上はそれぞれが組織をつくるというたてりではありますけれども、例えば先ほど話にありましたように、専門家を確保するのがなかなか難しい状況の中で、複数の自治体にまたがってそういった組織をつくることは選択肢としてはあろうかと思えます。具体のニーズとして私も今のところ把握はしておりませんが、もし市町村から相談があれば、そういったやり方もありますよということは御助言できると思っております。

◎塚地委員 地域で本当に子供たちを育む連絡の組織が、いじめ問題にも対策できる組織になると思うので。今でもそういう組織は地域にはあるので活用もしていただけたらいいと思っております。ただ、調査委員会はすごく専門的なものになっていくので、その人選は、相当、市町村じゃ大変じゃないかなと思う。こういう会を開く必要がないことが一番いいことなので、そういう方向で取り組みを強めていただきたいなと思っております。

◎土森委員 これでしっかりした組織図はできました。今、塚地委員が言われたように、委員の選任は非常に重要になってくると思えます。いじめ問題は最近起きた問題ではないので。昔からあるんですよ。最近、保育所・幼稚園の中でもいろいろと出てきているようですから、年齢層が低くなって、延長的にずっとそれを引き継いでいってる子供たちもおります。そうなってくると、この問題の解決は、当然のことながら未然に防ぐことが一番いいわけですが、そのためには、いじめた子供、いじめられた子供、既にこういう経験

をした人たちがもう大人になっていますよ。子供の親にもなっていますね。そういう人も対象として委員に選んでおくことが、非常にここが未然に防ぐための、なぜ起きたのか、そういうノウハウを知っているのは経験した人です。その後、この組織図にあるような形でどう対処していくかということになってくると思いますね。そういうことを考えましたら、高知県はこれだけ前からいじめ問題が件数が多いということですからね。入り口からしっかりやっていくことが大事だと思います。それは暴力的なもの、精神的なもの、ある面では経済的なものも出てくるでしょう。幅広いものがあります。それぞれ、いじめる側もいじめられた側もいろんないじめ方、何でいじめられるか。幅が広い。その辺の検討・研究は今後やっていくんですか。

◎赤間人権教育課長 委員から、既にいじめた、いじめられた子供世代が親になっているという御指摘がありますが、この連絡協議会にPTAの代表ということで、保護者の代表にも入っていただく形にしております。

それから、入り口からしっかり対応していく必要があるという部分ですけれども、我々はいじめをできるだけ早期に発見して、かつ未然に防止をするところに県の教育委員会としては一番力点を置いております。ただ、どうしても防ぎ切れないものも出てきますし、そういったものについては、学校内での取り組みであったり、アンケートとかを通じて、早期に発見するという考えで、しっかりと対応していきたいと考えております。

◎土森委員 やっぱり道徳教育をしっかり小さいときから教えていく。もっと言えば修身までいかないと、私はこのいじめ問題はずっと続いてくる可能性が高いと思います。せっかくこの世に命をいただいて、いじめられて命を落とすことがあってならないことですよ。人の命を大切に。自分の命も大切。そういう基本のところをしっかりと教えていく。しかしこれは親からも教えないといけない時代が来ましたね。親がしっかり子供を見る。また、親同士の今のいじめに対しての問題。どう取り組むんだと。うちの子供はいいかと。自分はどうかと。そういう研さんをしていくこともやっていく必要があるが、そのためには道徳と修身しかないと思いますが、どうでしょうか。

◎赤間人権教育課長 委員の御指摘のとおり、教育委員会としても未然にいじめを防止する観点から、心を耕す教育ということで、道徳教育、人権教育、さまざまなものを含めて、今後も引き続きしっかりとやっていきたいと考えております。

◎土森委員 人によってはいろんな考え方がありますが、とにかく人間同士好きにならないといけません。人に迷惑をかけたらいけない。かけられることもしたらいけない。それは基本ですから。そのことも念頭に置いて対応していただきますように要請をしておきます。

◎池脇委員 こういう体制ができることは大事なことです。しっかりした体制をつくらせていただきたい。しかし現実に毎日いじめが起きているんですよ。小さいいじめが発覚

をして、小中高もそうですけれども、子供同士の場合には、大抵、校長先生が中に入って、お互いの両親、子供を呼んで、それで話し合って納得させるというやり方が一般的にやられてる。ところが、いじめをした子はあれがいじめだったろうかというぐらいなもので、それほど後遺症はないですけれど、いじめを受けた子はまた次続くんじゃないかと不安があって、その子と同じ空気を吸えないんですね。そうすると、学校を変わりたいとか、クラスを変わりたいとかいう要望が必ず出る。ところが現場では、そういう対応がなかなかすぐできない。だからその間ずっと我慢しなくちゃいけない。我慢できない子は、一応は解決したんだけど、学校には来れない状況。このあたりを学校現場でもう少し柔軟な対応ができることが非常に求められると思います。

あと一つは、先生からのいじめがあるんですね。先生はいじめるつもりはないんだろうけれど、非常にきついことを言って、その先生のクラスになったために学校に出てこれなくなつたという状況が発生します。そうした場合には、学校側としたら、先生の言い分だけ聞いて、その子供の対処がほとんどできてない状況がよくあります。これは高校になりますと、クラブの先生から。先生は訓練のつもりでやってるんだろうけれども、実は子供にとってみたら、何で私だけ、いじめじゃないか。先生が絡んだときは学校がなかなか的確な処理ができない。だから、ここを学校現場としてどうするのか。ここをしっかりとっておけば、継続性がそこで絶たれて終わるんですけれども、しっかりとないために、いじめの空間の中で生活をしなくちゃいけない子供たちは減らないんですね。これは学校全体の問題ですけれども、小中学校にしても高等学校にしても。この点については、教育長、もう少し柔軟な、学校で裁量ができる形をしてあげないと、なかなか解決に結びつかないという点について、どうですか。

◎田村教育長 まずは、いじめた子といじめられた子が同じ教室なりにいない形にできないかということ。クラス替えとかいうことであれば、本当にそれが深刻なケースではそういった話もできるんじゃないかなと思います。ケースバイケースかなという気もいたします。

あと、学校としてきちんと対応するという点に関して言うと、もちろん担当の教員が頑張ってもらおうということもありますけれど、当然、校長のリーダーシップの中で、学校組織としてどうやってフォローしていくかとかいうことが大変重要だと思いますので、今、組織として学校が動くということを、これは前の教育長から口を酸っぱくして言ってきておりますので、学校として組織として動く中の一つのテーマとして、いじめ問題、あるいは人権問題への対応ということもきちんと位置づけてやっていくということかなと思います。

◎池脇委員 教育長はまだそうした状況を感覚的に十分わかっておられないと思いますので、そういうことがありますよと問題提起。それで学校側は校長が入って、お互いの両親

が話し合っ、それで一件落着という形で処理をしようとする。気持ち的には処理されてるんですよ。ところが、いじめられた側は、それでは、まず10人が10人処理されたと思ってないんです。それで要望が必ず出る。けれども、それぐらいのことだったら、この子も我慢してくれたらいいのにとか、6年生だったら、もう卒業まで間近だから、今から学校を変わらなくてもいいじゃないかとか言ってとめたりするんですよ。そこは学校側の都合でもあるんですね。だから、もう一歩いじめられた側の要望を真摯に聞いてあげる。そして、それを何とかかなえてあげるという姿勢が学校側にあるかないかがポイントなんです。そうしないと、いじめられた子供はその状態でずっと我慢をしなくちゃいけない。またどこかでそういう状況だと学校は楽しくないわけですから。郡部になれば、学校を変わりたいと言っても、小学校もその地域に1つしかなかったら変わりようがないわけです。そうすると、隣の市町村の学校に移ることが可能なかどうか。親にしたら負担が要りますけれども。子供のことを思ったら、そういうことまで願うわけですよ。だから、市町村を越えて学校を変えることができるかという連携を可能にすることが大事じゃないかなと思いますので、ぜひこの点を検討をしていただいて、重大な事態に至る前の小さいじめの解決方法をすっきりさせる対応が大事だと思いますので、取り組んでいただきたいと思うんですが。

◎田村教育長 おっしゃるように、いじめ問題に対応するときは、いじめの被害者をどうやって守っていくかということが基本だと思います。まずはその子供をどうやって守っていくかを第一に、そのために何をしたらいいか、各学校であったり教育委員会で検討がされるように、それは徹底していきたいと思います。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

◎明神委員長 お諮りいたします。以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あす行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以後の日程につきましては、あすの午前10時から行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の委員会はこれで終了します。

(16時54分散会)